公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第８条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和８年１１月２７日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ古川旭店

大崎市古川旭一丁目１１番１　外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ　代表取締役　青木　宏憲

石川県白山市松本町２５１２番地

３　市町村の意見の概要

（１）廃棄物に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、ごみ等の廃棄物の処理を適正に行うこと。

（２）騒音に関する事項

環境基準の遵守と公害等の発生防止に努めること。特に造成工事の際は、建設機械の稼働や運搬車両の走行による騒音・振動の軽減に努め、周辺地域の住民の生活環境が損なわれることのないよう十分に配慮すること。また、必要により特定建設作業実施届出書を提出のこと。

（３）歩行者の通行の利便の確保に関する事項

ア　工事車両搬入出時の登下校時を含む児童生徒の通行に配慮すること。

イ　店の出入口付近において、歩行者及び通行車両に対する交通安全を十分に図ること。

（４）その他に関する事項

出店計画概要書のうち、「９　関係法令等による規制及び調整の状況」について、都市計画法の地区計画及び景観法の景観計画が「該当なし」となっているが、いずれも該当となる。

４　地域住民等の意見の概要

（１）歩行者の通行の利便の確保に関する事項

同店新設予定地は、大型商業施設や公共施設等の近隣であるため、隣接道路

の利用が多い場所であり、道路の利用者が安心安全に通行できるように駐車場などの配置計画や誘導を検討すること。

（２）騒音に関する事項

同店の営業時間の届出は午前０時であり、深夜に若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるため、駐車場の管理についても徹底して対応すること。

（３）駐車需要の充足等交通に関する事項

駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどして対応すること。

（４）廃棄物に関する事項

廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への騒音に対して配慮すること。

（５）その他に関する事項

ア　災害時に支援物資の提供が必要になった際に、物資の提供などを検討すること。

イ　地域貢献に配慮し、更に、地域の商慣習にも倣った行動に努め、紛争がおきないように努めること。

ウ　地域商業振興及びまちづくりへの積極的関与を図るため、出店後に地元経済団体へ加入し、イベントや各種地域活性化事業へ協力すること。

５　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

６　縦覧期間

令和８年１１月２７日から令和８年１２月２８日まで（ただし、閉庁日を除く。）